

社会福祉施設等整備支援助成事業実施要領

1 目的

民間社会福祉事業の健全な発展を支援することを目的に、民間社会福祉事業者等への施設整備のための必要経費を助成することにより、社会福祉施設等利用者へのサービス向上に向けた施設整備の推進を図る。

2 助成対象及び助成額

(1) 助成対象団体等

- ① 社会福祉法人・社会福祉事業を行う特定非営利活動法人・任意団体等
- ② 地域活動支援センター (Ⅲ型) 等

(2) 助成対象経費

入所者・通所者の福祉向上のために必要な機器・備品整備事業、原材料購入費及び光熱水費 (地域活動支援センター (Ⅲ型) 等のみ)

(3) 助成額及び助成率

1 法人・団体につき 40 万円を限度とし、予算枠 900 万円の範囲内で助成する。(助成額は万円単位とし、千円未満を切捨て)

また、助成率は助成対象事業にかかる経費総額の 75%以内とする。(助成率は、募金総額と申請総額の調整により下がる場合がある。)

3 助成対象外事業・団体について

次の各号の一に該当する事業・団体は、共同募金の助成対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、もしくはその責任に属するとみなされる事業・団体
- (2) 対象が政治、宗教、組合等の関係者に限定し、一般に開放せず構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的性格が明らかでない事業・団体
- (3) 経営の基礎、管理の状況等が不十分で、地域の寄付者から信頼されていない事業・団体
- (4) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の運動の手段として行う事業
- (5) 助成による効果が期待できない事業及び介護保険法による収益を伴う事業等、助成金以外の収入が期待でき、これによって実施することが適当と認められる事業
- (6) その名称の如何に関わらず、営利を目的として行っているとみなされる事業
- (7) 事業開始後満 1 ヶ年を経過しない団体

ただし、地域福祉推進のための先駆的・開拓的事業等、特に必要と認められる事業を実施しようとするもの、及び緊急に必要と認められる事業を開始しようとする場合、将来に渡り当該事業を継続できる見込みがあるものについて、配分委員会から承認された場合はその限りではない。

- (8) 当該年度において、共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施し、又は実施しようとする団体
- (9) 国、地方公共団体、公益財団法人 J K A、公益財団法人日本財団及び公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の補助を受けて実施する事業

4 募集期間

平成 29 年 5 月 22 日（月）～6 月 23 日（金）

5 申請書の受付及び提出書類について

助成金の交付を受けようとする法人・団体については、次の書類を市町村共同募金委員会を経由して、本会に提出するものとする。

- ① 共同募金助成申請書（様式第 1 号）
- ② 助成申請事業の概要（別紙 A・4）
- ③ 前年度事業報告書・収支決算書
- ④ 当該年度事業計画書・収支予算書
- ⑤ 実施事業の見積書、製品カタログ
- ⑥ その他本会が特に必要とする関係書類

6 留意事項

- (1) 申請は、1 法人・団体等 1 事業までとする。ただし、地域活動支援センター（Ⅲ型）については、この限りではない。
- (2) 当該年度に助成決定を受けた法人は、翌年度の申請をすることができない。ただし、地域活動支援センター（Ⅲ型）については、この限りではない。
- (3) 本要領に定めのない事項については、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」によるものとする。

附則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。